

# 鴨川市耐震改修促進計画（令和5年3月改定）の概要

## 1 計画策定の趣旨

鴨川市耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）に基づき平成20年12月に策定し、県と連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を総合的に推進してきました。平成28年3月には、法改正を受けて、計画を改定しています。

近年においては、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などが発生し、特に平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生するなど、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

このような背景の下、平成31年1月には同法施行令が改正されるとともに、令和3年3月に千葉県耐震改修促進計画が改定されたことを受けて、本計画を見直し、改定することで、本市における建築物耐震化の一層の促進を図ろうとするものです。

## 2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### ・耐震化の現状(令和4年現在)

住宅の耐震化率は、約54%です。

特定建築物の耐震化率は、約75%です。

市有建築物の耐震化率は、約78%です。

### ・耐震改修等の目標の設定

令和7年度を目標年度とした耐震化率の目標を以下のとおり設定します。

住宅の耐震化率の目標は、令和7年度に95%とします。

特定建築物の耐震化率の目標は、令和7年度におおむね解消とします。

市有建築物の耐震化率の目標は、令和7年度におおむね解消とします。

## 3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### ・耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

#### (1) 建築物の所有者等の役割

建築物の所有者等は、自己の責任で自らの建築物の地震に対する安全性を確保することを原則とし、建築物の所有者等自らが率先して耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の脱落防止対策などの安全対策を講じることが必要です。

#### (2) 県の役割

県は、基本方針を立案して、耐震改修促進計画を策定し、県有建築物の耐震化整備プログラム等に基づき、県有建築物の耐震改修等を計画的に実施するとともに、安全対策を講じるよう努めます。また、耐震関係規定に適合しない住宅・建築物の耐震化を促進するため、市町村が住宅・建築物の所有者等が行う耐震診断及び耐震改修等に対し補助事業を実施する場合、市町村に対して支援を行うこととします。

#### (3) 市の役割

市は、市有建築物の耐震改修等を計画的に実施するとともに、安全対策を講じるよう努め、耐震関係規定に適合しない住宅・建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及及び情報提供を行い、民間建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るものとします。また、既存建築物等の耐震化を促進するため、建築物の所有者が行う耐震診断等に対する支援策を検討していくものとします。さらに、県が特定建築物の所有者に対し、必要に応じて指導、助言、指示及び公表等を行う場合、県と連携を図り協力していくものとします。

### ・耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

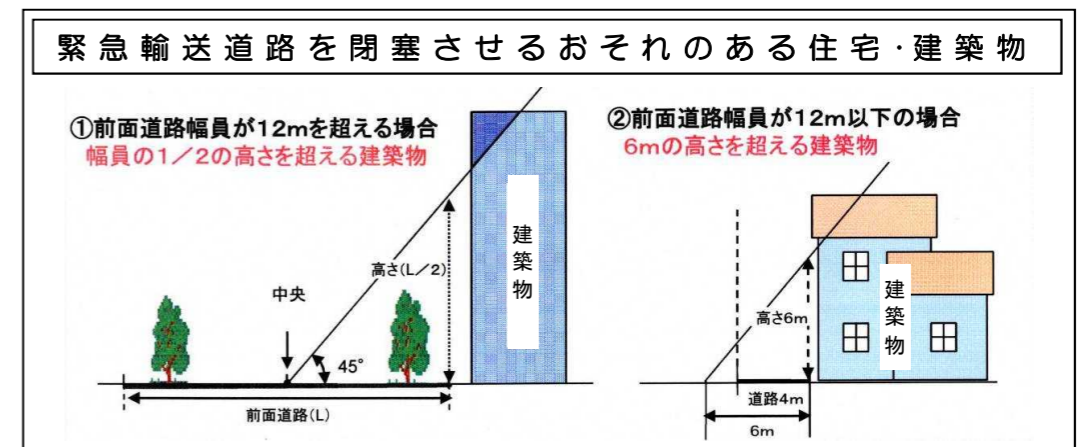
市は、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した耐震性が不明または不足している木造住宅の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に要した費用の一部を補助します。上記以外の耐震不明建築物に対しても、耐震診断に要した費用の一部を補助する事業の実施を検討します。

### ・重点的に耐震化すべき区域

市は、千葉県計画を踏まえ、震災時に建築物の倒壊や火災の延焼等により、大きな被害が想定される比較的古い木造住宅が密集する市街地や漁村地域を重点区域として耐震化に努めます。

### ・沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路

市は、地震時に通行を確保すべき道路として、千葉県耐震改修促進計画に位置づけられた法第5条第3項第3号に規定する道路は、千葉県地域防災計画において本市域で指定されている緊急輸送道路であることから、その沿道の通行確保のため、緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある住宅・建築物の耐震化を図ります。



### ・地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要

市は、エレベーター内の閉じ込め防止対策及びエスカレーターの脱落防止対策、各種落下物対策、天井等の脱落防止対策、ブロック塀の倒壊防止対策の促進に努めます。

### ・耐震改修計画の認定等による耐震化の促進

市は、耐震改修計画の認定、建築物の地震に対する安全性に係る認定及び区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の制度内容や手続を紹介し、耐震化の促進に努めます。

• 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

市は、がけ地に近接する建築物への注意喚起や情報提供等を行うとともに、土砂災害防止対策の推進の一環として、がけ地に近接する危険住宅を解体撤去し安全な場所に移転する方に対する費用の一部補助や砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の整備等を進めることで、被害の軽減に努めます。

• 耐震化の状況把握

市は、住宅及び特定建築物の耐震化状況の把握に努め、定期的に県に報告するものとします。

4 啓発及び知識の普及

• 地震ハザードマップの作成・公表

市では、様々な防災情報などを掲載した「防災マップ」を作成し、ウェブの閲覧サービスや市民への配布を行っています。引き続き「防災マップ」の周知を図るとともに、県の「防災ポータルサイト」を活用した情報提供を行うことで、地震に対する安全性の向上に関する知識の普及と耐震化に向けた更なる意識啓発を図ります。

• 建築物の液状化対策

県では、東日本大震災の液状化被害を平成23年度東日本大震災千葉県液状化調査報告書、液状化しやすさマップを公表しています。市は県と連携を図り、建築物の所有者等の意識の啓発を図ります。

• 相談体制の整備及び情報提供の充実

公益社団法人千葉県建築士事務所協会安房支部の協力による建築無料相談会を継続してまいります。また、パンフレットの配布や建築無料相談会、広報誌、ホームページ等を通じて、耐震性向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。

• パンフレットの作成・配付等

国、県、関係機関が作成したパンフレット等を常備し、積極的に活用して普及啓発に努めます。

• リフォームにあわせた耐震改修の誘導

市は県と連携を図り、リフォーム工事にあわせた耐震改修の工事方法や新たな工法等をより広く情報提供します。

• 家具の転倒防止策の推進

市は県と連携を図り、パンフレットやホームページにより、家具等の転倒防止のための対策事例、対策用品等の情報を広く提供します。

• 自治会等との連携

市は地域住民による自主的な防災組織の設置育成に努めるとともに、大災害が発生した場合を予想した訓練の実施を推進します。

5 所管行政庁との連携

市は所管行政庁である県と連携し、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に努めます。

6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

• 関連団体との連携

県及び市町村の緊密な連携の下に千葉県建築防災連絡協議会を利用し、耐震化の促進に努めます。

• その他

本計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めるものとします。

本計画の特定建築物

